

## マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項

### MICROSOFT VISUAL STUDIO TEAM FOUNDATION SERVER 2017 試用版および TEAM FOUNDATION SERVER EXPRESS バージョン

---

マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項 (以下、「本ライセンス条項」といいます) は、お客様と Microsoft Corporation (またはお客様の所在地に応じた関連会社。以下、「マイクロソフト」といいます) との契約を構成します。内容を注意深くお読みください。本ライセンス条項は、上記のソフトウェアに適用されます。本ライセンス条項は、別途のライセンス条項が付属している場合を除き、本ソフトウェアに関連するマイクロソフトのサービスおよび更新プログラムにも適用されます。

本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本ライセンス条項に同意されたものとします。本ライセンス条項に同意されない場合、本ソフトウェアを使用しないでください。この場合、未使用の本ソフトウェアを購入店へご返品されることにより、お支払いいただいた金額の払戻しを受けられる場合があります。購入店から払い戻しを受けられない場合は、マイクロソフトまたは最寄りのマイクロソフト関連会社までご連絡ください。連絡先については、<http://www.microsoft.com/worldwide> をご参照ください。米国およびカナダでは、(800) MICROSOFT までご連絡いただくか、または [www.microsoft.com/info/nareturns.htm](http://www.microsoft.com/info/nareturns.htm) をご参照ください。

---

**TEAM FOUNDATION SERVER 試用版および TEAM FOUNDATION SERVER EXPRESS バージョンの使用に関する権利。**本ソフトウェアが試用版または Express バージョンである場合、お客様による本ソフトウェアの使用には本条が適用されます。

**試用版の使用。**お客様は、お客様による内部評価目的に限り、試用版をお客様のデバイスで使用することができます。たとえば、試用版に関するお客様の権利には、試用版のいかなるコンポーネントであっても本番環境において使用する権利は含まれません。

お客様は、試用版を 90 日間使用することができます。試用版は、試用版のインストール後、60 日間の試用期間後に権利の移行に関する選択肢をお客様に提示し、その後ユーザーがサーバー管理コンソールにログインするたびに再度提示を行います。お客様はいつでも、試用版に関するお客様の権利を、Express に無償で移行したり、マイクロソフトまたはいずれかのマイクロソフトのディストリビューターから完全使用ライセンスを購入することにより、以下に記載されている完全な権利に移行したりすることができます。試用版が動作しなくなると、試用版で使用していたデータにアクセスできなくなる場合があります。

#### **VISUAL STUDIO TEAM FOUNDATION SERVER EXPRESS の使用。**

- a. **サーバー ソフトウェアのインスタンスの実行。**お客様は、いずれか 1 つの物理的または仮想オペレーティング システム環境に割り当てられているサーバー ソフトウェアの 1 つのインスタンスのみを使用することができます。この Express ライセンスにおいて、各ユーザーまたはデバイスによるサーバー ソフトウェアへの接続はクライアント アクセス ライセンス (CAL) と見なされます。CAL が必要な場合、お客様は、サーバー ソフトウェアの 1 つのインスタンスにアクセスするために、最大 5 人のユーザーまたは 5 台のデバイスを組み合わせて接続することができます (CAL が不要な場合については、以下の第 c 条をご覧ください)。
- b. **Visual Studio Team Foundation ビルド サービス。**お客様は、任意の数のデバイス上の物理的または仮想オペレーティング システム環境において、Visual Studio Team Foundation ビルド サービスの任意の数のインスタンスを実行または使用することができます。本追加ソフトウェアは、サーバー ソフトウェアによってのみ直接、またはその他の追加ソフトウェアを介して間接的に使用できます。
- c. **クライアント アクセス ライセンスが不要な使用。**以下の場合には、CAL は不要です。
  - 作業項目を表示、編集、または入力する場合

- 別の統合アプリケーションまたはサービスからプールされた接続を通じて Visual Studio Team Foundation Server にアクセスする場合
  - 本ソフトウェアの Feedback Client を介してフィードバックを提供する場合
- d. **必要な付加ライセンス。**本ソフトウェアの以下の機能を使用するには、ユーザーが Visual Studio Test Professional with MSDN、Visual Studio Enterprise with MSDN、または MSDN Platforms のいずれかのライセンスを取得していなければなりません。

- テスト管理

ユーザーは次のいずれかのライセンスを取得しなければなりません。

- Visual Studio Test Professional with MSDN
- Visual Studio Enterprise with MSDN
- Visual Studio Enterprise – 月次サブスクリプション
- Visual Studio Enterprise – 年次サブスクリプション
- MSDN Platforms、または
- Visual Studio Team Services Test Manager の有償プラン

- パッケージ管理

ユーザーは次のいずれかのライセンスを取得しなければなりません。

- Visual Studio Enterprise with MSDN
- Visual Studio Enterprise – 月次サブスクリプション
- Visual Studio Enterprise – 年次サブスクリプション
- Visual Studio Team Services パッケージ管理の有償プラン

- リリース管理 (サーバーごとに 1 個含む) を使用した同時展開

以下の購入には、追加の同時展開が含まれています。

- Visual Studio Enterprise with MSDN
- Visual Studio Enterprise – 月次サブスクリプション
- Visual Studio Enterprise – 年次サブスクリプション
- Visual Studio Team Services ビルド & リリース プライベート パイプライン

- **あらゆる保証の免責。**試用版および **TEAM FOUNDATION SERVER EXPRESS** バージョンは、現状有姿のまま瑕疵を問わない条件で提供されます。本ソフトウェアの使用に伴う危険は、お客様の負担とします。マイクロソフトは、明示的な瑕疵担保責任または保証責任を一切負いません。お客様の地域の国内法等によって認められる限り、マイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、および侵害の不存在に関する瑕疵担保責任または黙示の保証責任を負いません。
- 試用版および Team Foundation Server Express バージョンは現状有姿で提供されます。そのため、マイクロソフトは本ソフトウェアのサポート サービスを提供しない場合があります。

**責任の制限および除外。**マイクロソフトおよびそのサプライヤーの責任は、**5.00 米ドル**を上限とする直接損害に限定されます。その他の損害 (結果的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、および付随的損害を含みますがこれらに限定されません) に関しては、一切責任を負いません。

この制限は、(a) 試用版、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ (コードを含みます) または第三者のプログラムに関連した事項、および (b) 契約違反、保証違反、厳格責任、過失、または不法行為等の請求 (適用される法令により認められている範囲において) に適用されます。

この制限は、マイクロソフトが損害の可能性を認識していたか、または認識し得た場合にも適用されます。また、一部の国では付随的損害および結果的損害の免責、または責任の制限が認められないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

---

**本ソフトウェアの完全使用ライセンス条項。**お客様が本ソフトウェアを入手された場合、以下の完全使用に関する条項が適用されます。

## 1. 総則。

- a. **ソフトウェア。**本ソフトウェアは次の製品で構成されます。
  - サーバー ソフトウェア
  - サーバー ソフトウェアと共にのみ使用できる追加ソフトウェア
- b. **ライセンスの形態。**本ソフトウェアのライセンスは以下の形態に基づきます。
  - お客様が実行するサーバー ソフトウェアのインスタンス数
  - サーバー ソフトウェアのインスタンスにアクセスするデバイスおよびユーザーの数
- c. **仮想的サーバーおよび他の同様のテクノロジーでの使用に関するライセンス条項。**
  - i. **インスタンス。**本ソフトウェアの「インスタンス」は、本ソフトウェアのセットアップもしくはインストール手順を実行するか、または既存のインスタンスを複製することによって作成します。本ライセンス条項に含まれる本ソフトウェアに関する記述は、本ソフトウェアの「インスタンス」も含まれます。
  - ii. **インスタンスの実行。**お客様は、本ソフトウェアのインスタンスをメモリに読み込み、その1つ以上の命令を実行することにより、「インスタンスを実行」したものと見なされます。実行されると、インスタンスはそれがメモリから削除されるまで実行中であると見なされます。その指示が引き続き実行されているか否かには左右されません。
  - iii. **オペレーティング システム環境 (「OSE」)。**OSE は次のように定義されます。
    - 別個のコンピューター (プライマリ コンピューター名もしくは同様の固有識別子) または別個の管理権を識別できる、オペレーティング システム インスタンスのすべてもしくは一部、または、仮想 (もしくはエミュレートされた) オペレーティング システム インスタンスのすべてもしくは一部
    - (該当する場合は) そのオペレーティング システム インスタンス上または上記の一部で実行されるように構成されているアプリケーションのインスタンス

OSE には、物理的なものと仮想的なものの 2 種類があります。

「物理的 OSE」は、物理的ハードウェア システム上で直接動作するように構成されています。ハードウェア仮想化ソフトウェア (Microsoft Virtual Server または同様のテクノロジーなど) を実行するため、またはハードウェア仮想化サービス (Microsoft 仮想化テクノロジーなど) を提供するために使用されるオペレーティング システム インスタンスは、物理的 OSE の一部と見なされます。

「仮想 OSE」は、仮想ハードウェア システム上で動作するように構成されています。

物理的ハードウェア システムには、次のいずれかまたは両方が含まれます。

- 1 つの物理的オペレーティング システム環境
- 1 つ以上の仮想オペレーティング システム環境
- **サーバー。**サーバーとは、サーバー ソフトウェアを実行することのできる物理的ハードウェア システムをいいます。ハードウェア パーティションまたはブレードは、別個の物理的ハードウェア システムと見なされます。
- **ライセンスの割り当て。**ライセンスの割り当てとは、単純に、ライセンスを 1 台のデバイスまたは 1 人のユーザーに対して指定することをいいます。

## 2. 使用に関する権利。

- a. **ライセンス取得済みのサーバー。**

- i. ライセンス取得済みのサーバーとは、ライセンスが割り当てられた単一のサーバーを意味します。
  - ii. ソフトウェア サーバー ライセンスの再割り当てを行うことは可能ですが、前回の割り当てから 90 日が経過している必要があります。ライセンス取得済みサーバーを永続的なハードウェアの障害のために使用しなくなった場合には、それよりも早い時期に当該サーバー ライセンスを再度割り当てることができます。お客様は、ライセンスの再割り当てを行った場合、本ソフトウェアを元のサーバーから削除しなければなりません。ライセンスを再度割り当てたサーバーが当該ライセンスに対する新しいライセンス取得済みのサーバーになります。
- b. **サーバー ソフトウェアのインスタンスの実行。**各サーバー ライセンスにつき、お客様は一度に、ライセンス取得済みのサーバー上のサーバー ソフトウェアの 1 つのインスタンスを、ライセンス取得済みのサーバー上の 1 つの物理的オペレーティング システム環境または仮想オペレーティング システム環境で使用することができます。
  - c. **追加ソフトウェアのインスタンスの実行。**お客様は、任意の数のデバイス上の物理的または仮想オペレーティング システム環境において、以下に記載する追加ソフトウェアの任意の数のインスタンスを実行または使用することができます。追加ソフトウェアは、本サーバー ソフトウェアによってのみ直接または他の追加ソフトウェアを介して間接的に使用できます。
    - Visual Studio Team Foundation ビルド サービス
  - d. **サーバーまたはストレージ メディア上でのインスタンスの作成と格納。**お客様は、取得されるソフトウェア ライセンス 1 つにつき、本ソフトウェアの任意の数のインスタンスを作成し、かかるインスタンスをお客様の任意のサーバーまたはストレージ メディアに格納することができます。これは、適用される使用権に規定されているお客様の任意のライセンスに基づいて、本ソフトウェアのインスタンスを実行する権利を行使するためにのみ実行できます (たとえば、お客様は第三者にインスタンスを頒布することはできません)。
  - e. **含まれるマイクロソフト製アプリケーション。**本ソフトウェアには、他のマイクロソフト製アプリケーションも含まれています。お客様によるこれらのアプリケーションの使用には、本ライセンス条項が適用されます。ただし、第 5 条に規定されているマイクロソフト製アプリケーションを除きます。これらのマイクロソフト製アプリケーションには、それぞれに固有のライセンス条項が適用されます。
  - f. **第三者のコンポーネント。**本ソフトウェアには、本ソフトウェアに付属している ThirdPartyNotices ファイルに規定されているとおり、別途の法律上の通知が付属し、別途のライセンス条項が適用される、第三者のコンポーネントが含まれている場合があります。かかるコンポーネントに別途のライセンス条項が適用される場合でも、下記の免責事項ならびに損害に関する制限および除外は併せて適用されるものとします。

本ソフトウェアには、ソース コード公開義務のあるオープンソース ライセンスに基づいてライセンスされるコンポーネントが含まれている場合があります。該当する場合、これらのライセンスの複製は、ThirdPartyNotices ファイルに含まれています。お客様は、当該オープンソース ライセンスで求められているとおり、5.00 米ドルの郵便為替または小切手を次の宛先に送付することにより、対応するソース コードをマイクロソフトから取得することができます。Source Code Compliance Team, Microsoft Corporation, 1 Microsoft Way, Redmond, WA 98052。支払の備考欄には、「open source compliance for Microsoft Visual Studio Team Foundation Server 2017 or Team Foundation Server Express Version」と記載してください。マイクロソフトは、ソース コードの複製を <https://thirdpartysource.microsoft.com> で公開することもあります。

### 3. 追加のライセンス条件および追加の使用権。

a. **クライアント アクセス ライセンス (CAL)**。本項に記載されている場合を除き、サーバー ソフトウェアへのあらゆるアクセスには CAL が必要です。お客様は、各 CAL をユーザーまたはデバイスに割り当てなければなりません。以下については、CAL は不要です。

- 別のライセンス取得済みのサーバーによるアクセス、または
- 本ソフトウェアを管理する最大 2 人のユーザーまたは最大 2 台のデバイス

CAL によって、サーバー ソフトウェアの対応するバージョン (ダウングレード権に基づいて使用する旧バージョンを含みます) または旧バージョンへのアクセスが許可されます。お客様が以前のバージョンのインスタンスにアクセスする場合、そのバージョンに対応する CAL を使用することもできます。

CAL には、デバイス用とユーザー用の 2 種類があります。各デバイス CAL は、任意のユーザーが使用する 1 台のデバイスで、ライセンス取得済みのサーバー上のサーバー ソフトウェアのインスタンスにアクセスすることを許諾します。各ユーザー CAL は、任意のデバイスを使用する 1 人のユーザーがライセンス取得済みサーバーのサーバー ソフトウェアのインスタンスにアクセスすることを許諾します。デバイス CAL とユーザー CAL は、組み合わせで使用することができます。お客様の CAL によって、(第三者ではなく) お客様のライセンス取得済みのサーバーへのアクセスのみが許可されます。

b. **初期ユーザー**。サーバー ソフトウェアの 1 つのインスタンスには、最大 5 人のユーザーが CAL 不要で接続できます。6 人目以降の追加ユーザーがサーバー ソフトウェアにアクセスする場合は、それぞれ CAL が必要です。

c. **クライアント アクセス ライセンスが不要な使用**。以下の場合には、CAL は不要です。

- 作業項目を表示、編集、または入力する場合
- Team Foundation Server レポートにアクセスする場合
- Team Foundation Server 2017 Proxy を介して Visual Studio Team Services にアクセスする場合
- リリース管理パイプラインの一環として、ステージに承認を提供する場合
- 本ソフトウェアの Feedback Client を介してフィードバックを提供する場合
- 別の統合アプリケーションまたはサービスからプールされた接続を通じて Visual Studio Team Foundation Server にアクセスする場合
- 有償ユーザーが Visual Studio Team Services を利用する場合

d. **Visual Studio Team Foundation Server ビルド サービス**。お客様は、Visual Studio Enterprise with MSDN、Visual Studio Professional with MSDN、またはこれらの後継ソフトウェアのライセンスを取得したユーザーが 1 人以上いる場合、Team Foundation Server 2017 ビルド サービスの一部として、本ソフトウェアのライセンスを取得したユーザーおよびライセンスを取得したデバイス別に、Visual Studio ソフトウェアをインストールし、かかるソフトウェアへのアクセスおよびかかるソフトウェアの使用を許可することもできます。

e. **CAL の再割り当て**。お客様は以下のことが許諾されます。

- デバイス CAL をデバイス間で永続的に再割り当てすること。または、ユーザー CAL をユーザー間で永続的に再割り当てすること。
- 使用できないデバイスの非可用性を埋め合わせるために、デバイス CAL をデバイス間で一時的に (短期間) 再割り当てすること。ユーザーの不在を埋め合わせるために、ユーザー CAL をユーザー間で一時的に (短期間) 再割り当てすること。CAL について一時的かつ短期間の再割り当ては許可されていますが、これらのライセンスをその他の目的または期間で再割り当てする場合は、永続的でなければなりません。これは、お客様がデバイス A からデバイス B にライセンスを再割り当てした

場合、デバイス B からデバイス A に当該ライセンスを再割り当てできないことを意味します (一時的な再割り当てとして許可されている場合を除きます)。

- f. 必要な付加ライセンス。**本ソフトウェアの以下の機能を使用するには、ユーザーが Visual Studio Test Professional with MSDN、Visual Studio Enterprise with MSDN、または MSDN Platforms のいずれかのライセンスを取得していなければなりません。

- テスト管理

ユーザーは次のいずれかのライセンスを取得しなければなりません。

- Visual Studio Test Professional with MSDN
- Visual Studio Enterprise with MSDN
- Visual Studio Enterprise – 月次サブスクリプション
- Visual Studio Enterprise – 年次サブスクリプション
- MSDN Platforms、または
- Visual Studio Team Services Test Manager の有償プラン

- パッケージ管理

ユーザーは次のいずれかのライセンスを取得しなければなりません。

- Visual Studio Enterprise with MSDN
- Visual Studio Enterprise – 月次サブスクリプション
- Visual Studio Enterprise – 年次サブスクリプション
- Visual Studio Team Services パッケージ管理の有償プラン
- リリース管理 (サーバーごとに 1 個含む) を使用した同時展開

以下の購入には、追加の同時展開が含まれています。

- Visual Studio Enterprise with MSDN
- Visual Studio Enterprise – 月次サブスクリプション
- Visual Studio Enterprise – 年次サブスクリプション
- Visual Studio Team Services ビルド & リリース プライベート パイプライン

- g. マルチプレキシング (多重化)。**お客様が次の操作 (「マルチプレキシング」または「プーリング」と呼ばれることがあります) を行うためにハードウェアまたはソフトウェアを使用しても、サーバー ソフトウェアにアクセスまたはこれを使用するために必要な、どの種類のクライアント アクセス ライセンスの数も減ることはありません。

- 接続をプールする
- 情報の経路を変更する
- 本ソフトウェアに直接アクセスまたは本ソフトウェアを直接使用するデバイスまたはユーザーの数を削減する
- 製品により直接管理されるオペレーティング システム環境、デバイス、またはユーザーの数を削減する

- h. サーバー ソフトウェアの分離の禁止。**明示的に許可されている場合を除き、お客様は、1 つのライセンスに基づいて本サーバー ソフトウェアを分離して、複数のオペレーティング システム環境で実行するこ

とはできません。この制限は、オペレーティング システム環境が同一の物理的ハードウェア システム上に存在する場合でも適用されます。

i. **追加の機能。**マイクロソフトは、本ソフトウェアに追加機能を提供する場合があります。その際、別途のライセンス条項および料金が適用されることがあります。

4. **データ。**本ソフトウェアは、お客様およびお客様による本ソフトウェアの使用に関する情報を収集し、その情報をマイクロソフトに送信することがあります。マイクロソフトは、サービスを提供したり、マイクロソフトの製品およびサービスを改善したりするためにこの情報を使用することができます。お客様は、製品付属の文書に説明されているとおり、これらの情報収集の多くを停止することができますが、すべてを停止することはできません。また、本ソフトウェアにある特定の機能を使用すると、お客様およびマイクロソフトがお客様のアプリケーションのユーザーからデータを収集できる場合があります。お客様は、これらの機能を使用する場合、お客様のアプリケーションのユーザーに適切な通知を提供するなど、適用される法令を遵守しなければなりません。また、マイクロソフトのプライバシーに関する声明をお客様のユーザーに提供してください。マイクロソフトのプライバシーに関する声明は、<https://go.microsoft.com/fwlink/?LinkId=398505> をご参照ください。データの収集および使用の詳細については、ヘルプドキュメントおよびプライバシーに関する声明をご参照ください。お客様は、本ソフトウェアを使用することにより、こうした取り組みに同意されたものと見なされます。

5. **追加のマイクロソフト製品。**

a. **Microsoft SQL Server ソフトウェア コンポーネントに関するライセンス条項。**本ソフトウェアには、Microsoft SQL Server ソフトウェア コンポーネントが付属しています。これらのコンポーネントのライセンスは、本ソフトウェアのインストール ディレクトリの「Licenses」フォルダーにあるそれぞれの SQL Server ライセンスの条項に基づいてお客様に供与されます。本ソフトウェアに SQL Server 2016 Standard Edition が含まれている場合、お客様による SQL Server Standard Edition の使用には、当該エディションのライセンス条項と共に以下の変更後の使用に関する条項が適用されます。

- お客様は、1 つの物理的または仮想オペレーティング システム環境で本ソフトウェアをサポートするために、1 つのサーバー上で一度に 1 つの SQL Server 2016 Standard Edition のインスタンスを実行することができます。この使用のために SQL Server CAL を取得する必要はありません。お客様は、本ライセンス条項で規定しているように、かかる SQL Server 2016 Edition のインスタンスを実行する権利を行使する目的に限り、任意の数の SQL Server 2016 Edition のインスタンスを作成し、お客様のサーバーまたはストレージ メディアに保存することができます。

b. **マイクロソフト プラットフォーム。**本ソフトウェアには、Microsoft Windows、Microsoft Windows Server、Microsoft SQL Server、Microsoft Exchange、Microsoft Office、および Microsoft SharePoint のコンポーネントが含まれている場合があります。これらのコンポーネントには、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフトの「Licenses」フォルダーに規定されている、別途のライセンス条項および固有の製品サポート ポリシーが適用されます。ただし、関連するインストールに直接これらのコンポーネントのライセンス条項も含まれている場合は当該ライセンス条項が適用されます。

6. **ライセンスの適用範囲。**本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。本ライセンス条項は、お客様に本ソフトウェアを使用する限定的な権利を付与します。マイクロソフトはその他の権利をすべて留保します。適用される法令により上記の制限を超える権利が与えられる場合を除き、お客様は本ライセンス条項で明示的に許可された方法でのみ本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、使用方法を制限するために本ソフトウェアに組み込まれている技術的制限に従わなければなりません。お客様は、以下を行うことはできません。

- 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること。
- 本ソフトウェアをリバース エンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブルすること、またはその他の方法で本ソフトウェアのソース コードの解明を試みること。ただし、本ソフトウェアに含まれる場合がある一定のオープンソース コンポーネントの使用に適用される第三者のライセンス条項により求められている場合を除きます。

- 本ソフトウェアに含まれるマイクロソフトまたはそのサプライヤーによる通知を削除、最小化、ブロック、または変更すること。
  - 法に反するような方法で本ソフトウェアを使用すること。
  - 本ソフトウェアを共有、公開、レンタル、もしくはリースすること、本ソフトウェアを第三者が使用できるようにスタンドアロンのホスト型ソリューションとして提供すること、または本ソフトウェアもしくは本ライセンス条項を第三者に譲渡すること。
- 7. 代替バージョン。**本ソフトウェアには、たとえば 32 ビット版と 64 ビット版などのように、複数のバージョンが含まれることがあります。お客様は、一度に 1 つのバージョンに限り使用することができます。
  - 8. バックアップ用の複製。**お客様は、本ソフトウェアの再インストールを目的として、バックアップ用の複製を 1 部作成することができます。
  - 9. ドキュメンテーション。**お客様のコンピューターまたは内部ネットワークに有効なアクセス権を有する者は、お客様の内部使用目的に限り、ドキュメントを複製して使用することができます。
  - 10. 再販禁止ソフトウェア（「Not For Resale」または「NFR」）。**お客様は、「NFR」または「Not for Resale」の表示のある本ソフトウェアを販売することはできません。
  - 11. 他のバージョンおよび下位エディションを使用する権利。**お客様は、任意のデバイスで本ソフトウェアおよび以前のバージョンを使用することができます。また、ライセンスを取得したバージョンの代わりに、以前のバージョン、許可されている別の言語バージョン、または下位エディションの複製またはインスタンスを作成、保存、インストール、実行、またはそれにアクセスすることができます。
  - 12. ライセンス証明書（「PROOF OF LICENSE」または「POL」）。**お客様が本ソフトウェアを DVD-ROM またはその他のメディアで入手された場合、お客様のライセンス証明書は、正規のマイクロソフト Certificate of Authenticity ラベルおよび領収書になります。お客様が本ソフトウェアをオンラインで購入された場合、お客様のライセンス証明書は、領収書、またはお客様の Microsoft アカウントを通じて本ソフトウェアのサービスにアクセスできることになります。正規のマイクロソフト ソフトウェアを識別する方法については、[www.howtotell.com](http://www.howtotell.com) をご参照ください。
  - 13. 第三者への譲渡。**お客様は、本ソフトウェアの有効なライセンシーである場合、本ソフトウェアおよび本ライセンス条項を別の当事者に直接譲渡することができます。譲渡の前に、本ソフトウェアの譲受者は本ライセンス条項が譲渡および本ソフトウェアの使用に適用されることに同意しなければなりません。譲渡には、本ソフトウェアおよび「Proof of License」ラベル（該当する場合）が含まれる必要があります。譲渡者は、デバイスと分離して譲渡した後で、本ソフトウェアのすべての複製をデバイスからアンインストールしなければなりません。譲渡者は、本ソフトウェアの複製を保持することが別途許諾されている場合に限り、当該複製を保持することができます。
  - 14. 輸出規制。**お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法（輸出対象国、エンド ユーザーおよびエンド ユーザーによる使用に関する制限を含みます）を遵守しなければなりません。輸出規制の詳細については [www.microsoft.com/japan/exporting](http://www.microsoft.com/japan/exporting) をご参照ください。
  - 15. サポート サービス。**マイクロソフトは、本ソフトウェアに対し <https://support.microsoft.com> に記載されているサポート サービスを提供します。
  - 16. 完全合意。**本ライセンス条項（下記の品質保証規定を含みます）、ならびに追加ソフトウェア、更新プログラム、インターネット ベースのサービス、およびサポート サービスに関する使用条件は、本ソフトウェアおよびサポート サービスについてのお客様とマイクロソフトとの間の完全なる合意です。
  - 17. 準拠法。**お客様が本ソフトウェアを米国内で入手された場合、本ライセンス条項の解釈および契約違反への主張は、米国ワシントン州法に準拠するものとします。他の主張については、お客様が所在する地域の法律に準拠します。お客様が本ソフトウェアを米国以外の国で入手された場合、本ライセンス条項は適用される地域法に準拠するものとします。

**18. 消費者の権利、地域による差異。**本ライセンス条項は、一定の法的な権利を規定します。お客様は、地域や国によっては、本ライセンス条項の定めにかかわらず、消費者としての権利など、本ライセンス条項と異なる権利を有する場合があります。また、お客様とマイクロソフトとの関係とは別に、お客様は本ソフトウェアの取得取引の相手方に対して権利を取得できる場合もあります。本ライセンス条項は、お客様の地域または国の法令が権利の変更を許容しない場合、かかる本ライセンス条項以外の権利を変更しないものとします。たとえば、お客様が以下のいずれかの地域で本ソフトウェアを取得された場合、または当該国の強行法が適用される場合、以下の規定がお客様に適用されます。

**a) オーストラリア。**「品質保証規定」に関する記述は、マイクロソフト、または製造業者もしくはインストール業者により提供される明示の保証に関する記述を意味します。当該品質保証規定は、オーストラリア消費者法に基づく法定保証に従ったお客様の権利および救済を含め、法律に基づきお客様に付与されている場合があるその他の権利および救済に加えて提供されます。

本項では、「商品」とは、マイクロソフト、または製造業者もしくはインストール業者が明示の保証を提供する本ソフトウェアを意味します。マイクロソフトの商品には、オーストラリア消費者法に基づき除外することのできない保証が付随するものとします。お客様は、重大な欠陥に対する交換または返金、およびその他の合理的に予測可能なあらゆる損失または損害に対する補償を受ける権利を有します。また、お客様は、かかる商品が合格品質に至っておらず当該欠陥が重大な欠陥とは見なされない場合に、かかる商品の修理または交換を受ける権利を有します。

**b) カナダ。**お客様が本ソフトウェアをカナダで入手された場合、自動更新機能をオフにする、お客様のデバイスをインターネットから切断する（ただし、インターネットに再接続すると、本ソフトウェアは更新プログラムの確認およびインストールを再開します）、または本ソフトウェアをアンインストールすることにより、更新プログラムを受け取ることを停止できます。製品付属の文書がある場合は、当該文書にお客様の特定のデバイスまたはソフトウェアの更新をオフにする方法が記載されていることもあります。

**c) ドイツおよびオーストリア。**

**(i) 保証。**適切にライセンスを取得したソフトウェアは、実質的に、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフト資料に説明されているとおり動作します。ただし、マイクロソフトは、ライセンスを取得したソフトウェアに関して契約上の保証は一切いたしません。

**(ii) 責任の制限。**マイクロソフトは、故意による行動、重過失があった場合、および製造物責任法に基づく請求が申し立てられた場合、ならびに人の死亡もしくは傷害、または物理的傷害が発生した場合、制定法に従って責任を負います。

前項 (ii) に従って、マイクロソフトが重大な契約上の義務、すなわち、本ライセンス条項の正当な履行を支援する義務の遂行、本契約の目的を危うくする義務の不履行、および当事者が常に信頼できる義務の遵守（「基本義務」といわれます）に違反した場合、マイクロソフトは軽過失に限り責任を負います。その他の軽過失については、マイクロソフトは責任を負いません。

**19. 責任の制限および除外。**マイクロソフトおよびそのサプライヤーの責任は、5.00 米ドルを上限とする直接損害に限定されます。その他の損害（結果的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、および付随的損害を含みますがこれらに限定されません）に関しては、一切責任を負いません。

この制限は、(a) 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ（コードを含みます）または第三者のアプリケーションに関連した事項、および (b) 契約違反、保証違反、厳格責任、過失、または不法行為等の請求（適用される法令により認められている範囲において）に適用されます。

この制限は、マイクロソフトが損害の可能性を認識していたか、または認識し得た場合にも適用されます。また、一部の地域や国では付随的損害および結果的損害の免責、または責任の制限が認められないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

\*\*\*\*\*

## 品質保証規定

- A. 品質保証規定。**お客様が説明書に従うことを条件とし、本ソフトウェアは本ソフトウェアに含まれた、または同梱されたマイクロソフト資料に従って実質的に動作します。

「品質保証規定」に関する記述は、マイクロソフトにより提供される明示の保証に関する記述を意味します。本保証規定は、地域の消費者法に基づく法定保証に従ったお客様の権利および救済を含め、法律に基づきお客様に付与されている場合があるその他の権利および救済に加えて提供されます。

- B. 保証期間、保証の対象、黙示の保証の期間。**品質保証規定は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得後 1 年間有効です。1 年の有効期間内に追加ソフトウェア、更新プログラム、または交換ソフトウェアを入手された場合、それらは有効期間の残存期間中、または入手後 30 日間のいずれか遅く到来する日まで保証されます。最初のユーザーが本ソフトウェアを譲渡した場合、残りの有効期間は本ソフトウェアの譲受者に適用されます。

制定法上許容される最大限において、適用される法令によりお客様に与えられる黙示的な保証または条件は、本品質保証規定の有効期間に限定されるものとします。一部の地域では黙示的な保証の期間の制限が認められていないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。また、一部の国では黙示的な保証または条件の有効期間の設定が認められていないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

- C. 免責。**本品質規定では、お客様の行為（または不作為）、第三者の行為、またはマイクロソフトの合理的な支配の及ばない事柄に起因して発生した問題は対象としていません。
- D. 保証違反に対する救済。**マイクロソフトは、無償で本ソフトウェアを修理または交換します。本ソフトウェアの修理または交換が不可能な場合、お客様の領収書に記載された本ソフトウェアの代金を返金します。また、マイクロソフトは、無償で追加ソフトウェア、更新プログラム、および交換ソフトウェアを修理または交換します。これらの修理または交換が不可能な場合、お客様が追加ソフトウェア、更新プログラムおよび交換ソフトウェアに対してお支払いになられた代金を返金します。返金を受けるには、お客様は本ソフトウェアをアンインストールし、そのメディアおよび関連資料を領収書と共にマイクロソフトに返却しなければなりません。以上が、品質保証規定違反に対する、お客様への唯一の救済手段となります。
- E. 変更できない消費者権利。**本品質保証規定が変更できないお客様の地域の法令による追加の消費者の権利が存在する場合があります。
- F. 保証に関するお問い合わせ。**領収書などのご購入の証明が必要になります。
- 1. 米国およびカナダ。**米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスまたは返金に関して不明な点がございましたら、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。
    - (800) MICROSOFT
    - Microsoft Customer Service and Support, One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399
    - Web サイト: ([aka.ms/nareturns](https://aka.ms/nareturns))
  - 2. ヨーロッパ、中東、およびアフリカ。**本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで入手された場合、Microsoft Ireland Operations Limited がこの品質保証規定を履行します。保証サービスの履行をお求めの場合、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。
    - Microsoft Ireland Operations Limited, Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland
    - お客様の地域のマイクロソフト関連会社 ([aka.ms/msoffices](https://aka.ms/msoffices))
  - 3. オーストラリア。**オーストラリアで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスおよび保証（該当する場合）に関連する費用の請求については、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。

- 13 20 58
- Microsoft Pty Ltd, 1 Epping Road, North Ryde NSW 2113, Australia

**4. 米国、カナダ、ヨーロッパ、中東、アフリカ、およびオーストラリア以外の地域。**最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、(aka.ms/msoffices) をご参照ください。

**G. 無保証。**本ソフトウェアの品質保証規定は、お客様がマイクロソフトから受けられる唯一の直接的保証となります。マイクロソフトは、その他の明示的な保証は一切行いません。法律上許容される最大限において、商品性、特定目的に対する適合性、非侵害性に関する黙示の保証については一切責任を負いません。地域の法令により黙示の保証が認められている場合、本条にかかわらず、お客様に与えられる救済手段は、法律上許容される限りにおいて、上記「保証違反に対する救済」の条項で規定された救済手段に限定されるものとします。

**オーストラリア限定。**「品質保証規定」に関する記述は、マイクロソフトにより提供される保証に関する記述を意味します。本保証規定は、オーストラリア消費者法に基づく法定保証に従ったお客様の権利および救済を含め、法律に基づきお客様に付与されている場合があるその他の権利および救済に加えて提供されます。マイクロソフトの商品には、オーストラリア消費者法に基づき除外することのできない保証が付随するものとします。お客様は、重大な欠陥に対する交換または返金、およびその他の合理的に予測可能なあらゆる損失または損害に対する補償を受ける権利を有します。また、お客様は、かかる商品が合格品質に至っておらず当該欠陥が重大な欠陥とは見なされない場合に、かかる商品の修理または交換を受ける権利を有します。修理に提示された商品は、当該商品と交換されるのではなく、同じ種類の再生された商品と交換される場合があります。商品の修理には、再生された部品が使用されることがあります。

**H. 保証規定違反に関する責任の制限および除外。**上記の「無保証」の規定は、本品質保証規定の違反にも適用されるものとします。

本保証規定は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、地域や国によって異なるその他の権利が存在する場合があります。

EULAIID:VS\_2017\_RTW\_TFS\_JPN.1